公　告

諸　事　項

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を東北農政局長に提出されたい。

令和８年７月８日

農林水産大臣　鈴木　憲和

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
岩手県奥州市江刺広瀬字寺沢345番３ 山林　117㎡ （岩手県江刺郡広瀬村字寺沢345番１）	平野　亀良 岩手県江刺郡広瀬村字下沢15番地	
山形県北村山郡大石田町大字駒籠字イカコ548番２ 田　33㎡ （山形県北村山郡亀井田村大字駒籠字イカコ548番２）	星川　佐武 山形県北村山郡亀井田村大字駒込176番地	公共利用計画あり

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を関東農政局長に提出されたい。

令和８年７月８日

農林水産大臣　鈴木　憲和

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
埼玉県草加市栄三丁目823番２ 田　52㎡	氏名不詳 住所不詳	公共利用計画あり
静岡県島田市落合字大蟹691番 山林　323㎡	氏名不詳 住所不詳	公共利用計画あり
静岡県島田市落合字大蟹709番 原野　618㎡	氏名不詳 住所不詳	公共利用計画あり
静岡県磐田市見付字水堀4741番２ 畑　1,102㎡	氏名不詳 住所不詳	公共利用計画あり

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を東海農政局長に提出されたい。

令和８年７月８日

農林水産大臣　鈴木　憲和

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
愛知県名古屋市緑区大高町字長根57番１ 公衆用道路 1,613㎡	愛知県	
愛知県名古屋市緑区大高町字長根58番１ 公衆用道路 235㎡		
愛知県名古屋市緑区大高町字長根59番 公衆用道路 92㎡		
愛知県半田市亀崎大洞町二丁目18番 田　63㎡ （買収時：愛知県半田市大字亀崎字中本田７番１　田２畝２歩）	氏名不詳 住所不詳	

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を近畿農政局長に提出されたい。

令和８年７月８日

農林水産大臣　鈴木　憲和

記

１国有財産の表示	２買収前の所有者の氏名及び住所	備　考
滋賀県甲賀市土山町前野字鐘鋳野138番304 雑種地　16㎡ （買収時：甲賀郡大野村大字前野字鐘鋳野138番28 山林　６町５反）	瀧樹神社 甲賀郡大野村大字前野	

買収前の所有者等への売払いに関する公告

下記１の国有財産は、農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第８条第４項の規定により、読み替えてなおその効力を有することとされた同法第１条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第80条第１項の規定により土地の農業上の利用の増進の目的に供しないことを相当と認め、同条第２項の規定により当該土地の買収前の所有者又はその一般承継人に売り払うことになったので、下記２の者又はその一般承継人において買受けを希望するときは、本日から起算して６か月以内に、農地法施行規則等の一部を改正する省令（平成21年農林水産省令第64号）第１条の規定による改正前の農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号）第49条第１項の規定により買受申込書を九州農政局長に提出されたい。

令和８年７月８日

農林水産大臣　鈴木　憲和